〇昭和六十年郵政省告示第二百三十二号

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	职
電気通信主任技術者規則(昭和六十年郵政省令第二十七号)第二十七条第	電気通信主任技術者規則(昭和六十年郵政省令第二十七号)第二十七条第
六号の規定に基づき、電気通信主任技術者の養成課程の実施要目を次のとお	六号の規定に基づき、電気通信主任技術者の養成課程の実施要目を次のとお
⇒毛める。	ン所をる。
- 毎日授業(電気通信主任技術者規則第二十七条第六号に規定する授業	(置)
科目のものをいう。以下同じ。)を行うこと。ただし、土曜日、日曜日	
又は国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定	
する休日についてはこの限りではないこと及び総務大臣が他の授業の方	
法による必要があると認めた場合は、その方法によること。	
2 一日の授業時間は、三時間以上六時間以内の時間とすること。ただ	(智)
し、総務大臣が他の授業時間によることが適当と認めた場合は、その授	
業時間によること。	
σ 授業の時間割は、標準として授業時間の単位を六十分又は九十分の時	<u>III</u> (智)
間とし、かつ、授業時間の間は適切な体憩時間をとること。	
4 授業科目別の授業要領は、電気通信主任技術者規則第九条に規定する	<u></u> <u> </u>
試験科目の試験に合格するに十分な知識及び能力を養うことを目標とし	
て、電気通信主任技術者規則第三章に規定するところによるほか別表第	
一号及び第二号に掲げるところによること。	
	五 その他有効適切な授業計画によること。
多様なメディアを高度に利用して行う授業の場合	
- 授業科目別に講師を配置し、設問解答、添削指導、質疑応答等による	
指導を行うものであること。	

授業科目	瓶	洲	科	Ш	6	西	Ш	授業時間
電気通信システム	(器)							
専門的能力	(留)							
伝送交換設備及び	(留)							
設備管理	セキュ	<u> </u>	ティ					
	管理							
法規	(器)							

別表第一号 伝送交換主任技術者養成課程

Ŋ	授業科目別の授業要領は、	前項第4号に掲げるところによること	(草
丰	実寺間数を余く。)。		

- <u>のであること。</u> 動に支障を来すことがないよう、当該メディアの利用状況を管理するも <u>| 受講者による当該メディアへの接続が集中した場合においても学習活</u>
- | II | Uくない受講者に対して指導を行うものであること。| 受講者の学習履歴や進ちょく状況などを管理し、進ちょく状況が好
- ものであること。 20 授業科目別に受講者の修得状況を確認するための中間試験を実施する

授業科目	菣	卌	菜	Ш	6	酒	Ш	授業時間
電気通信システム	(器)							
専門的能力	(留)							
伝送交換設備及び	(器)							
設備管理	伝送	X換	設備					
	4	#	ч ⊃					
	ティ管	囯						
法規	(留)							

別表第一号 伝送交換主任技術者養成課程

別表第二号 線路主任技術者養成課程

授業科目	藃	洲	菜	Ш	6	西	Ш	授業時間
電気通信システム	(留)							
専門的能力	(留)							
線路設備及び設備	綠路部	徧		(盤)			百二十五時
御理								間以上
	綠路記	Κ備	の設	(器)			百五十時間
	備管理	ļ						<u> </u>
	44	1 –	ティ	4	# 「	-	ト ⁄	二十五時間
	管理			徊	理の	概要		<u> </u>
				4	# -	-	ト ∠	
				衣	紙			
法規	(盤)							

別表第二号 線路主任技術者養成課程

授業科目	펎	卌	菜	Ш	6	西	Ш	授業時間
電気通信システム	(盤)							
専門的能力	(留)							
管理線路設備及び設備	総路	羅		(†	盤)			以上 田田 田田 中田田
	無 間 い い い い		の設	(†	盤)			以上 四五十年間
法規	(留)							